

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊浦町長

市町村名 (市町村コード)	豊浦町 (01571)
地域名 (地域内農業集落)	豊浦町地区 (市街地、高岡、桜、大和、美和、山梨、新山梨、上泉、新富、豊泉、大岸、礼文華)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

北海道立総合研究機構農業試験場の動向予測によると、本町の農家戸数は2020年の71戸から2030年には65戸へ減少し、さらに1戸あたり耕地面積は2020年13haから2030年には12haへ減少すると予測されている。これら農家戸数の減少による農業生産額の減少、農地集約が進まず遊休農地の発生、また規模拡大が進まないことによる農家所得の低迷が喫緊の課題となっている。これらの課題解決には、地域おこし協力隊制度等を活用し新規参入者の確保・育成を通じた担い手の確保、基盤整備等を通じた農地集約の支援が必要となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物であるいちご、人参、馬鈴薯、和牛、肉豚などの農畜産物を安定的に生産し、豊浦町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,900.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,545.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
関係機関・団体が連携し、地域計画の推進を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地集約化のため、必要に応じ基盤整備事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集するとともに、新規就農者等の新たな担い手に対し、農地の幹旋や栽培技術の支援の取り組みを行う。また、豊浦町の農業や就農に関するPRを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成等、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①ほ場への侵入防止と個体数の減少の取り組みの両面の対策を行う。</p> <p>②農業用廃プラスチックの回収費用、緑肥作物の購入費用に助成を行い、環境負荷の低減を図る。</p> <p>⑦「中山間地域等直接支払交付金事業」「多面的機能支払交付金事業」を活用し、農地、資源の適切な保全管理を行う。</p>				